

暮らしの相談 (5月21日～6月20日)

相談所

相談	日時	場所	備考・問い合わせ等
常設人権相談所	毎週月～金曜日 (休日を除く)	8:30～17:15	山口地方法務局 岩国支局 (岩国市錦見一丁目 16-35) ☎ 0827-43-1125
特設人権相談所	6月 2日(金)	9:30～11:30	橘総合センター ☎ 77-5505
育児相談	5月 25日(木)	10:00～11:30	しまとびあスカイセンター
	6月 9日(金)	10:00～11:30	日良居庁舎
	6月 20日(火)	10:00～11:30	久賀福祉センター ☎ 73-5511
こころの相談	6月 2日(金)	10:00～12:00	久賀福祉センター ☎ 73-5504
認知症相談	6月 1日(木)	9:00～16:00	日良居庁舎 ☎ 73-5506
出張年金相談	毎月第3火曜日	10:00～12:00 13:00～16:00	久賀総合センター ☎ 0827-24-2222

電話相談

相談	時間	電話番号
救急医療電話相談 子ども (15歳未満) の相談	19:00～翌8:00	# 8000 (利用できない場合 ☎ 083-921-2755)
救急医療電話相談 おとな (15歳以上) の相談	毎日 24時間	# 7119 (利用できない場合 ☎ 083-921-7119)

※緊急・重症の場合は、迷わず 119 番してください。

「定期購入」トラブル急増！



【相談窓口】

柳井地区広域
消費生活センター
☎ 0820-22-2125

山口県
消費生活センター
☎ 083-924-0999

消費生活上の不安
や心配を感じたら
消費生活センター
にご相談ください。

【相談】

通常1万円美容液が初回限定2千円との広告をスマホで見つけた。1回のみ購入のつもりだったが納品書に次回配達日を書いてあった。広告を再度確認すると「4回以上の商品購入が条件」と書かれていた。解約・返品したい。

【アドバイス】

通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、業者が定める特約による解約・返品となること、特約の表示がない場合は、商品到着後8日以内であれば、送料を負担して返品可能であることを助言した。

【ワンポイント講座】

昨年6月に特定商取引法が改正され、インターネット通信販売の注文時の最終確認画面では、販売価格や数量、返品・解約方法等を消費者にわかりやすい位置に表示することが業者に義務付けられました。が、解約に関する相談が全国の消費生活センターに引き続き多く寄せられています。購入前に表示内容を必ず確認し、画面を保存するなど記録を残しておきましょう。